

静 情 審 第 4 2 号
平成15年11月19日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年9月26日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の個人の教員採用試験結果の非開示決定に対する異議申立て（諮問第118号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会の決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成14年8月12日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、静岡県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、自らが受験した平成15年度静岡県教員採用選考試験における自己の得点の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、平成15年度静岡県教員採用選考試験第一次選考資料のうち異議申立人に係る部分(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成14年8月22日、実施機関は、本件公文書を条例第7条第2号及び第6号に該当するとの理由で非開示とする非開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成14年9月12日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成14年9月17日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書等で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 受験者本人が自己の得点を知ることは当然の権利である。
- (2) 面接など本人が得点を把握しにくいものは、特に開示すべきである。
- (3) 事務手続に不正があっても、そのことを本人が確認する方法がない。
- (4) 教師を目指して他県から受験しているのに、実施機関は儀礼的な形でしか答えていない。

4 実施機関の主張要旨

本件処分に係る実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)について

本件公文書には、受験者の氏名、卒業年、性別、年齢等の個人を識別できる情報が記載されており、第7条第2号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

条例は自己情報開示請求権を保障するものではなく、たとえ本人が請求した場合であっても、開示するか否かは第三者が請求した場合と同様に判断することとなる。

(2) 条例第7条第6号(事務又は事業に関する情報)について

受験者個々の得点を開示すると、受験者が自己に有利な解釈をし、採点事務に対する無用な誤解を生ずるおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、平成15年度教員採用選考試験の結果をとりまとめた書類であり、異議申立人の氏名、受験番号、卒業年、性別、年齢、出身大学、出身地、試験教科別の得点等が記載されている。

(2) 条例第7条第2号(個人情報)該当性

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

しかしながら、同号ただし書の「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。(後略)」のいずれかに該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨を定めている。

本件公文書は、教員採用選考試験を受験した特定の個人の氏名、受験番号等を示すものであることから、全体として条例第7条第2号本文の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、特定の個人に係る教員採用選考試験の結果が記載されているという本件公文書の性格からすると、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。したがって、本件公文書は、条例第7条第2号に該当し非開示とすべきものであると認められる。

ところで、条例第8条第2項は、条例第7条第2号に該当する情報であっても、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分(以下「個人識別部分」という。)を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を開示しなければならないと規定している。しかし、本件の開示請求は、特定の個人の氏名を示して行われたものであることから、当該個人の氏名、受験番号等の個人識別部分を除いたとしても、個人識別性を除くことはできないため、条例第8条第2項による部分開示はできず、非開示が妥当である。

(3) 条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）該当性

実施機関は、本件公文書につき条例第7条第6号該当性を主張するが、上記のとおり、本件公文書は、同条第2号に該当し非開示とすべきものであることから、同条第6号該当性を検討するまでもない。

(4) 本人による自己情報の開示請求について

異議申立人は、受験者本人が自己の得点を知ることは当然の権利であるから、本件公文書を開示すべきであると主張する。しかし、条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求の目的を問わず等しく開示請求を認めるものである。したがって、開示決定等に当たっては、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情は考慮されないものである。このことは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報については、条例第7条第2号ただし書アからウまでに該当するものを除き、これを非開示とするのみで、本人からの開示請求であった場合について特段の規定を設けていないことから明らかである。したがって、本人からの請求であっても、条例第7条第2号に該当し非開示とすべきものである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 14 年 9 月 26 日	諮問を受けた。	
平成 14 年 11 月 5 日	実施機関からの意見書を受け付けた。	
平成 14 年 12 月 16 日	異議申立人からの意見書を受け付けた。	
平成 15 年 9 月 16 日	審議、第二部会へ付託	第 153 回
平成 15 年 10 月 21 日	第二部会において審議	第 154 回
平成 15 年 11 月 19 日	答申案を本会へ報告 審議(答申)	第 155 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征 洋	静岡文化芸術大学 文化政策学部文化政策学科長	第 153 回、第 155 回
大村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 153 回、第 155 回
小野 森 男	弁護士	第 153 回、第 155 回
佐藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 154 回、第 155 回 (平成 15 年 10 月就任)
田中 克 志	静岡大学 人文学部教授	第 153 回～第 155 回
山中 崇 弘	静岡新聞社 常務取締役	第 153 回～第 155 回